

# 令和2年度第3回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和2年6月29日

召集場所 津野町役場 本庁2階 第2会議室

開 会 令和2年6月29日 午後4時30分

## 出席委員

1番	松岡保宏	2番	石川幸久	3番	大地勝義	4番	宇都宮京子
5番	田部節男	6番	川村実男	会長	戸田和宏		

(推進委員)

川淵慶博	大崎 登	川西利文	明神長生
長山計一	山崎哲人	明神 正	

## 欠席委員

## その他の出席者

事務局長 戸田喜博 職員 長山利恵

## 議事日程

別紙のとおり

令和2年度第3回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和2年6月29日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1 2 3 4 5 6 7 8 9	議案第1号 議案第2号 その他	開 会 会議録署名委員の指名 会期の決定 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について 非農地証明願いの審議について	

## 議事進行次第

開 会 午後 4時30分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員7名でございます。これより、令和2年度第3回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において2番 石川 幸久 委員 3番 大地 勝義 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。

(番号1～2朗読)

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 番号1は田部委員と長山委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

長山委員 27日に田部委員と現地に行ってきました。この譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人が葉山に帰ってきて農業をする意思がないということで、親の土地を今回譲受人が相続することになって、この土地が譲渡人の名義になっていたのが譲り受けるということです。譲受人は●●に住んでいます。4ページを見ても

らったら、道路に入ってすぐ後ろ側の土地ですけれども、今空き家になってい  
ますけれども、10年位前から親の所有の土地とこの畑で野菜を作って、売っ  
たりしています。この4ページの申請の土地の横に亡●●●●●●●●●●という  
●●一●がありますけれども、この土地は上の道路の拡張によってなくなって  
います。ここは全部道路になってまして、6ページの写真ではこの土地がガー  
ドレールの所、道路の横の農業用水路で、すぐ横にあるということになってい  
ます。問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

議 長 番号1について質疑、意見はありませんか。

大崎委員 ●●一●の●●●●●●●●の所が道路になったというのは、このまま地図  
に残っちゅうもんかね？

山崎委員 役場がまだしてないということ。

田部委員 町道になる。測量したら町の分にかえっていくんではないか？

大崎委員 私が前回やった時も、町がまだ登記をしてないという案件があったもので、ち  
よっと気になって聞いたがやけど。

山崎委員 たぶん道路を工事したらいっぱい出てくるやんか、移設したら。まだ追いつい  
てないのかもしれん。

長山委員 道路の拡張が終わったのは平成9年。

事務局長 地域のほうも登記云々というよりか、先に道を抜いていただきたいというよう  
な要望もあって、そういう所がまだ残っております。

大崎委員 それは分かるけどよね、ちゃんとやっぱせないかんわな。町が登記なりをして  
抹消しちよかないかん。

松岡委員 今、大崎委員が言われたように非課税にしとけばえいのよ。分筆登記までは、  
なかなか手が追いつかんやろうき、ここを課税からのけておけば。

事務局長 課税状況は確認せんと分からん。

松岡委員 通常はのけちゅうけんどね。

議 長 他に質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2は川村委員と山崎委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 譲渡人と譲受人は親子関係で所帯も一緒に暮らしています。●●●●の家の周辺

です。8ページを見ていただいたら分かりますが、宅地の近くで全てきれいに整理されています。●●●のほうは全く行っていないということで、写真16ページを見ていただいて荒れている状況です。写真14ページを見ていただくと、墓地があります。10ページの斜線のところ●●●-●の一面に口という所がありますが、ここがお墓の部分にあたると思います。このページでは畑になっていまして、本人さんに聞いてもまだ墓地に変えてないということですが、今回、登記をする時に地目変更するということです。親子関係なので無償移転ということで、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 番号2について質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、議案第2号 非農地証明願いの審議についてを議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 非農地証明願いは2件でございます。

(番号1～2朗読)

番号1 地番●●●●-●は農振農用地ですが、同日付の申請で農振除外の申請を提出しており、除外の予定ですので、本日非農地の議決をいただけましたら、除外の許可が出次第、非農地の許可となります。  
番号1 地番●●●●-●及び番号2は、農業振興地域には含まれておりません。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 議案第2号 番号1は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 先週、申請人ところに行ってきました。これは息子さんの●●●さんが平成4年ごろ、先に家を建てたがですけど、その時に申請人の土地も一緒に言うて敷地としておりました。今回、申請人からいうたらお孫さんですけど、お孫さんが家を建てたいということで、畑のままだったので、今回この議案がでてきました。敷地内に道と水の土地がありましたけど、払い下げできるようになっています。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 議案第2号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2は川村委員と山崎委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 写真27ページを見ていただきまして、先ほど事務局から説明がありましたが、昭和60年ごろに倉庫として建築して利用していきまして、現在は写真のような状態です。役場の職員の●●●さん登記担当の方に、非課税証明をしたらどうやろうかというふうに話をされての今回、非農地証明を出してきたということです。以上です。

議 長 議案第2号 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、その他の件について、を議題といたします。

事務局 令和2年度農業者年金加入推進活動計画について、このような計画とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

事務局 農業委員会事務の実施状況の令和元年度の点検・評価、令和2年度の計画について、このような点検・評価、計画としましたが、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

事務局 人・農地プランのアンケートについて、アンケートの内容は、「Ⅰ. 農業の後継者について」、「Ⅱ. 今後、どのような農業経営を行っていく予定か」、「Ⅲ. 売ったり貸したりしてもよい農地やハウスがあるか」の3点になります。  
配布方法は、6月30日から7月3日の4日間、「中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金説明会」があり、その時に各集落協定代表者の方にアンケートと返信用封筒をお渡しして、農家さんに配布してもらう予定です。

農地パトロールについては、8月の総会の日には実施したいと考えております。

これまでと同様に総会を先にしてから、パトロールをするということによろしいでしょうか。また、7月総会の際に各自で気になる耕作放棄地等を出してほしいので、よろしくをお願いします。

事務局長 この懸案のことで、何回か人・農地プランの作成を言われておまして、まずこれでどういう効果があるかという事ですが、実際は後継者の資金の事業、うちに関係しているのは今これだけです。その資金を受けるにはこのプランができていなくてはいけないということが、まず直接影響があります。プラン自体はできていますけれども、そのプランがちゃんと地域の実情を捉えておるかということを確認しなさいということで、このアンケートの必須の項目です。ただ、農家の方には色々聞いたりできたらいいねというのは内部で議論したんですけども、あまり多くの事柄を聞くとなかなか返信がないこともありますので、必須項目を厳選して出ささせていただいております。また、農地の半分以上の回答を得なくてはならないことから、今の中山間の地域でやっていただいている方はほぼ回答いただけるというふうに考えまして、まずその方、900人位になりますが、その方へのアンケートをやって、条件をクリアして人・農地プランの実質化という作業を済ませたいというふうに思っています。その後中山間の集落協定を結ばれていない所、アンケートをお配りしてご返答がなかった所については、農業委員の皆さま方にご足労いただきましてアンケートの回収なり、地域への配布なりをご相談せんといかんと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

松岡委員 質問かまいませんか？アンケートについての説明を受けたがですけど、50%以上の農地のアンケートを回収できたとすればそれで良しとせんと、いらん労力になりやあせんろうかと思うて。今、言われたように全然入ってない所は農業委員さんにあたれという話やけよね、そんな感じにならんろうかね。

事務局長 今回、集落協定が切り替えですので、やってもらえん所もあるかもしれんですがですよね。そういった所に後継者がいて、プランができていなかったら、後継者の交付金など対象者から外れるということもありえるので、できれば全体を網羅しておきたいというのはあります。それがどれぐらいのものかというのは、一度中山間のアンケートをしめてから、次の段階でお願いしたいなと思っております。

山崎委員 中山間の直払いが今年から新しく始まるやんか。人・農地プランが必要になってくるということ？

事務局長 中山間は直接は関係ないですけども、

山崎委員 でも、これはやっちゃよかんとよね、後々。毎年の研修会で、各市町村から出てきゆうけんよね、事務局長が言うようにやって、後継者でも出してない所は農業委員さんにご足労かけるけんどうやってもらいたいということ？

事務局長 それはお願いしたいと。で、中山間の会合とかに、農業委員さんが入ってですね、人・農地プランの実質化の動きの中で、会議を主催しながら農地の集約について、色々提案していただくといった事も実質化の一つということで認められているものではありますので、そこは一度研究してみます。

事務局 最後に、令和2年度農業委員会全員研修会の日程について、高知県農業会議より、日程案がきています。8月20日(木)、場所は須崎市立市民文化会館です。日程が確定しましたらご連絡します。

事務局長 追加でもう1件。川村委員さんから前回問い合わせがありました件で、資料を配布しています。この中に、転用して実際に目的に達せられてないという時にどうするべきかということが書かれています。最初の所には、「転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。」となっていますので、うちの方は、転用されてなかったら文書によって報告を求めんといかんと。計画では事務所を建てるといふのと、資材置き場と駐車場にするという申請が平成30年にありまして、31年3月に完了するというものでありましたが、駐車場は一部となっております。ただ、事務所とかにはなっていない。そういう時にどうするかということで、後ろの方に書いていますけれども、オの(ア)にあつて、エの(ア)のdからfがその計画が実施されることが確実であること、その計画が地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると、農業への影響がないよねという確認と、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであることということがあります。今回は、資材を置きたいとか事務所を建てるとかいうものをそのまま駐車場にしちゅうということであれば、目的が違うので事業計画の変更を出さして、特に農業用問題がなければ、速やかにその変更を受け付けて承認していくという流れになると思います。事務処理上、そこを指導できていませんので、こちらから指導しながら文書督促をしていくというのをまずして、変更すると言うのであれば変更を出さずということになると考えています。

松岡委員 構いませんか。その変更は、農業委員会に権限はあるの？許可書は知事やろ。

事務局長 そう。うちは変更の内容を見て、さっき言ったd・e・fであれば事業計画の変更が可能であるということで、それを出ささして進達せんといかん。そういうことを促さんといかんと思います。

山崎委員 そういうのを農業委員会が指導せえとゆうがか？決定権者が県やけどね、実際あそこを県が監視するんじゃないくて、地元の市町村が見ゆけ、それを踏まえて目的が達成してなかったら、市町村が指導すると。

事務局長 転用は県ですので、文書督促をせんといかんののは実際は県です。うちはそれを見つけているので、県にお伺いしながら督促を出さずということにはなりません。そういう事の作業は、町がしていかんといかんことなので、そういう事案がでてきたわけなので、この場合はすごく転用目的が違うというわけではないので、県の方と連絡をとりながら、こういった場合はどうしますかという確認を取り合いますので。いずれにしても、文書督促とか変更を出さずという流れにはなりそうなので、ご報告しておきます。

議長 その他にありますか。



特になければ7月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 7月29日(水)に西庁16:30からの予定で行います。

議長 ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。  
これにて、令和2年度第3回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時12分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、  
その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 3 番